

調達管理番号・案件名
25a00218_エチオピア国持続的なBDS強化プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2025年9月29日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第2章 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (1)プロジェクトの実施方針	成果3について、「地方都市でのBDS普及支援を本プロジェクトでも実施することを、エチオピアの複数の関係者から要望されている。他方、地方都市での活動は安全管理上の制約があるため、本プロジェクトでは地方展開のためのツールや制度の開発・導入を中心に支援し、それらを活用してエチオピア側関係者が自発的にBDSの地方展開を実施することを想定する。」とあります。これについての確認ですが、本プロジェクトにおける成果3に関する活動は、BDS提供モデルの広域展開パッケージの開発支援(3-3)、ツールの開発支援(3-4)等が中心で、実際のアディスアババ市以外におけるBDS提供モデルの適用(カウンセラー研修の実施、中小零細企業へのカウンセリングやBDS提供の実施等)は、本業務の対象外との理解で相違ないでしょうか？	ご理解のとおりで相違ありません。一方で、エチオピア側からはアディスアババ以外での活動について要望を受けております。現状は、プロジェクトのスコープを変更することは予定しておりませんが、必要に応じて、エチオピア側へ、他地域への展開について助言していくことが必要と思われるます。
2	11	第2章 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (3)支援対象企業と所掌範囲	「前フェーズで支援したMSMEの85%が製造業であったが、本プロジェクトでは非製造業企業の割合が増加することが予想される。」との記載がありますが、これについて、MoLSもしくはMoIから具体的な支援対象の要望(例として、製造業以外の支援を重視する、零細企業の支援を手厚くする等)があったことに基づく記載であるか、お伺い致します。	本プロジェクトはMoLSからの要請を受けて採択された経緯があること、アディスアババ市においても、非製造業のMSMEの社数が製造業よりも多いこと等から非製造業を支援する割合が前フェーズよりも増加することが予想されます。また、MoLSからはQDTについて非製造業に対応できるようにすることについて検討を依頼されており、非製造業におけるBDSのニーズが高いことが想定されます。
3	12	(5)持続的にBDS提供を実施するための活動	研修実施の際のC/Pの交通費や日当につき(実施機関職員ではなく、他組織所属のカウンセラー等を想定)、RD添付のPoints to be discussedでは、エチオピア側が負担するとされており、見積もりの際にこれらを計上する必要はないと解している。 一方、以下の二点から、本当にその整理で良いのかどうか、判然としない面もある。 1)上記文書では、「The Ethiopian side basically agreed, while requesting assistance from JICA」という含みを残した書き振りになっていること 2) 上記文書では、交通費については言及されていない(Points to be discussedではallowanceのみが明示的に示されている)こと この点について(交通費や日当を見積もりに含める必要があるか)、JICAとしての見解があれば伺いたい。	エチオピア側との合意内容はR/Dに記載のとおりです。しかしながら、先行案件や他の技術協力プロジェクトの事例から、本プロジェクトにおいても交通費や日当はエチオピア側が負担するのでプロジェクト経費として負担する必要はない、とは言いきれないのが実情です。本プロジェクトを実施する際には、第一にエチオピア側の自助努力を求め、もし、エチオピア側の予算が不足してプロジェクトの活動に支障が発生する場合には、JICAエチオピア事務所と相談しつつ、プロジェクトからの支出を行うことを想定しています。見積作成にあたっては、プロジェクト経費として負担することとなったために予算が不足することを回避するために、交通費及び日当を見積に含めてください。

4	12	第2章 第3条 (5)持続的にBDS提供を実施するための活動	MSMEsカウンセラーの活動に必要な交通費、通信費等の必要経費とデバイスの確保等は引き続き課題であると言及されていますが、本業務のカウンセラー研修実施において、必要最低限の経費(企業実習時のカウンセラー研修員の交通費等)は本業務の経費として計上可能か、ご教示ください。	前項でお伝えしたとおり、本業務のカウンセラー研修に関する必要最低限の経費(企業実習時のカウンセラー研修員の交通費等)は本業務の経費として計上可能です。
5	12	OSSCの担当者への企業訪問に係る交通費・通信費やQDT使用に係るタブレット端末が支給されて入っていない点	本プロジェクトから支給することが想定されているのかどうか、ご教示下さい。	現時点ではタブレット端末の提供は想定していません。
6	12	整備したMSMEsカウンセラーの研修と認定試験(認証制度はEDIが管理)が1度しか実施されていない点	1度しか実施されなかった理由が何か、ご教示下さい。	詳細計画策定調査ではエチオピア側から明確な回答はありませんでした。
7	13	前フェーズで開発されたQDT	同QDTの方式・機能・内容について生じている具体的な問題や、指摘されている課題があれば、ご教示下さい。	企画競争説明書の記載内容に間違いがありました。第3条2.(3)の脚注3「前フェーズで開発したQDT(後述)は、非製造業企業の経営診断にも対応できる仕様となっている。」は取り消します。ご質問いただいている「指摘されている課題」は例としましては、この点が該当し、詳細計画策定調査では非製造業への対応について要望がなされました。この点も含めて、プロジェクト開始後に関係者の意見を聴取して改良の必要性について検討します。
8	14	第2章 第4条 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務 ①成果1に関わる活動	「活動1-3:MoLSとMOIがMSMEsコンサルタント制度の改良計画を策定する。」に関し、他の活動では主にMSMEsカウンセラーの養成に焦点が当てられているため、計画策定後はC/P側で取り組みを進めるという想定でしょうか。本活動以外にMSMEsコンサルタントに関する取り組みが想定されていればご教示ください。	活動1-3で作成された改良計画は、活動1-6でBDS提供モデルの改良として実施されます。同様に活動1-7でBDS提供モデルの実施体制の強化が実施されます。プロジェクトの活動として実施します。
9	14	活動1-2及び1-3	「MSMEsカウンセラー」および「MSMEsコンサルタント」に求められる能力水準は、前フェーズから変更なしと理解しますが、正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、BDS提供モデルを持続可能なものにするために、能力水準を変更することが必要な場合は、検討を行います。
10	15	第2章 第4条 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務 ②成果2に関わる活動	表で示されている活動2-2及び活動2-3の現地研修について、実施回数と参加者数の関係をご教示ください。具体的には、MSMEsカウンセラー養成研修の場合、3回の実施回数で約300名か、1回あたり約300名×3回実施＝約900名の見込みか、ご教示ください。	活動2-2 1～2回の実施で50～100名、活動2-3 3回の実施で300名を想定しています。

11	15	第2章 第4条 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務 ②成果2に関わる活動	成果2に関わる活動を中心に、MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携することが求められています。サブシティとワレダはアディスアベバ市行政府の機関であるにも関わらず、本業務のR/Dでアディスアベバ市が署名者に加わらなかった理由をご教示願います。 また、同市とMoLSおよびMoIとの間の連携を確認するための文書の取り交わしはなされる予定でしょうか。その場合、どのような文書の内容となるかご教示願います。 特に、MSMEsカウンセラー認証のOSSCやサブシティ産業開発局による付与、認証カウンセラーの優秀者の昇格等については、アディスアベバ市への働きかけが重要と認識していますが、既に貴機構とアディスアベバ市との間で、本業務に関する協議(市側からの本業務に対するコミットメントおよび便宜供与(活動に必要なコストの一部負担や、企業リストの提供等)を含む)はなされているでしょうか。 併せて、配布資料にある協議議事録(R/D)別添6のJCCメンバーリスト案において、アディスアベバ市、サブシティ関係者がプロジェクトチームに位置付けられていますが、この点について考え方をご教示願います。	詳細計画策定調査において、R/Dはエチオピア政府との合意書と位置付け、アディスアベバ市については、本事業開始までに、R/Dを根拠としたMOUを別途締結することを予定しています。MOUの内容はR/Dと同様の内容になります。アディスアベバ市との間では、先行案件「企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクト」と同様の負担と協力を求めることを説明しています。 JCCに参加するプロジェクトチームについては、先行案件と同じ構成とする予定です。
12	16	第2章 第4条 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務 ②成果2に関わる活動	活動2-2及び活動2-3に関する現地研修に関し、TICAD産業人材育成センターの活用を想定、とありますが、アディスアベバ市内であっても、地域により同センターへの公共交通機関によるアクセスが不便で、研修が効率的に実施されない場合もあると想定されます。このような場合でも同センターでの研修実施が強く求められるでしょうか。研修実施場所に関し、現地関係機関から強い異論が示された場合、貴機構からも、同センターの活用を強く求めるよう、側面から働きかけを頂くことは可能でしょうか。	可能な限り、活用いただきたいと考えています。弊機構からも側面より働きかけを行います。
13	16	活動3-3及び3-4	「広域展開パッケージ」は方法の組み合わせを指し、「広域展開パッケージのためのツール」は方法の実施に活用する物等を指すと理解しますが、正しいでしょうか。	正しくは「広域展開のためのツール」です。ご理解のとおりです。
14	18	第2章 第4条 2. 本業務にかかる事項(3)その他⑦ジェンダー主流化に資する活動	本項目で記載されている女性事業者向けの目標設定の他、配布資料のR/DのAnnex 2の7. Gender Equality and Women's Empowermentの第2パラグラフにおいて、障がい者(disabilities)の包摂に関する記載がありますが、企画競争説明書上は記載がないため、この点提案に含める必要はないでしょうか。	含めなくて問題ありません。
15	18	第2章 第4条 2. 本業務にかかる事項(3)その他 ⑦ ジェンダー主流化に資する活動	活動2-4・5におけるBDS提供対象者として、女性事業者の目標比率をC/P及び関係者との協議の上設定する、とありますが、「女性事業者」とは正確に何をもって判断されるでしょうか。過去の同国における経験として、特に零細小企業においては、女性が実質的な経営者であっても、武装・犯罪組織から自衛を図るため、配偶者が登記上の事業代表者として登録されているケースが幾つも見受けられました。	ご指摘の点も含め、C/P及び関係者と協議の上、ご設定をお願いいたします。
16	19	第2章 第5条 1報告書等	英語での報告書として、ワーク・プラン、モニタリングシートが規定されていますが、配布資料のR/DのAnnex 4においては、1年次と2年次の最後にProject Progress Reportが設定されていました。このProject Progress Reportは同時期に提出予定のMonitoring Reportと実質的に同じもの(別途報告書を作成するものではない)という理解であっているでしょうか。	モニタリングシートと同じものです。

17	19	第2章 第5条 報告書等 1. 報告書等	業務完了報告書及び事業完了報告書に関し、製本版の提出も求められていますが、電子版のみとすることは可能でしょうか。	製本版のご提出もお願いいたします。
18	27	第2章 第4条 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務 ③成果3に関わる活動	活動3-1:MoLSとMoIがアディスアベバ市以外の地域におけるBDS提供状況を調査する。とされていますが、MoLSとMoIのみでは質の高い調査がタイムリーになされないリスクもあると考えられます。このような場合、本プロジェクトから現地再委託等により調査の支援を行う現地コンサルタントの投入が望まれるか、或いは、あくまでもMoLSとMoIの自助努力に委ねる(予算措置も含め)べきでしょうか。	アディスアベバ市以外の地域におけるBDS提供状況の調査は、BDS提供モデルの全国展開計画を作成するために必要な情報収集です。この観点から必要と考えられる投入をご提案ください。
19	35	第3章 2. 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与	配布資料のR/D上はエチオピア側の投入として(b)Suitable office space for the Project Team with necessary equipmentとありますが、左記(5)の表では「家具(机・椅子・棚等)」の供与は「無」となっているため、これらも見積計上対象になるのでしょうか。また、このoffice spaceの提供は、MoLS、MoIのどちらが約束したものかご教示願います。	家具(机・椅子・棚等)の供与については、エチオピアの他の技術協力プロジェクトの事例から、プロジェクトチーム側で用意することが必要となる場合が多いので「無」としています。必要な費用を見積に計上してください。Office spaceについては、MoLS、MoI共に提供することに合意しています。
20	37	第2章 7. 機材調達 第3章 3. 見積書作成に係る留意事項(7)機材について	特記仕様書(案)第2章7. において、本業務では、機材調達を想定していない。とされています。 他方、見積書作成にかかる留意事項においては、業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。との記載があります。 後者の記載が正という理解に相違ないでしょうか。	JICAとしては現時点で機材調達は想定しておりませんが、もし必要と思われる機材がある場合はプロポーザルにてご提案ください。

以上